

議第144号

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年9月21日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例  
京都市老人デイサービスセンター条例の一部を次のように改正する。  
別表京都市百々老人デイサービスセンターの項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

京都市百々老人デイサービスセンターを廃止する必要があるので提案する。